

令和 7 年度
徳島大学理工学部理工学科医光／医工融合プログラム
修学支援資金貸与制度実施要項

医光／医工融合プログラム修学支援資金は、同プログラムを履修する学生の修学を支援するとともに、「医」と「光」の専門知識を持つ高度人材の徳島県内企業への就職・定着を図ることを目的としています。

1 対象者

医光／医工融合プログラム令和 5 年度入学生

2 貸与期間

医光／医工融合プログラム 3 年次から 2 年間、及び大学院進学者は博士前期課程又は修士課程修了までの 2 年間

- *1 休学、留年等の期間は貸与を休止します。
- *2 徳島大学の大学院進学を希望している場合は、学部 3 年から博士前期（修士）課程修了までの 4 年間の申請ができます。
- *3 学部 2 年間のみの申請も可能です。学部卒業後、徳島大学の大学院に進学した場合は、大学院に在学している間は修学支援資金の返還が猶予されます。
- *4 貸与期間の途中で、貸与契約を解除することができます。

3 貸与額

月額 5 万円（無利子）

4 貸与方法

毎月 1 回振込

5 貸与人数

最大 20 名

6 申請手続き

申請期間：令和 6 年 11 月 20 日（水）～令和 7 年 1 月 10 日（金）

申請書類：修学支援資金貸与申請書（別記様式第 1 号）、記入例
推薦書（別記様式第 2 号）、記入例

* 推薦書は研究室配属又は卒業研究受入教員が作成すること。

提出先：理工学部事務課学務係

7 選考基準

入学時から 2 年次前期終了時までの累積 GPA、授業への出席状況、学修意欲、経済状況等

を考慮し総合的に判断します。

8 選考方法

医光／医工融合プログラム修学支援資金貸与審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選考します。

9 選考結果の通知

選考結果は、応募者本人に書面で通知するとともに、採用者には採用証書交付式において採用証書を交付します。

10 貸与継続条件

審査委員会は、本修学支援資金の貸与を受ける者（以下「貸与対象者」という。）の受入教員等から毎年4月に所定の様式により報告を受け、貸与継続の審査を行います。その他、休学等により貸与の継続について審議する必要がある場合は、その都度、審査委員会で審査し決定します。

11 貸与の停止（契約解除）

次の場合には、本修学支援資金の貸与を停止（契約解除）します。

なお、停止する際は、貸与対象者に書面で通知します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため就学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学支援資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

12 貸与の休止

次の場合には、本修学支援資金の貸与を休止します。

なお、休止する際は、貸与対象者に書面で通知します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 進級できなかったことにより、同一の学年の課程を再度履修する事実があったとき。
- (4) その他修学支援資金の貸与が適当でないと認められるとき。

13 返還免除

次の対象企業に正規職員として採用され（①、②）、又は企業を起業し（③）、規定の期間、就業又は事業を継続したときは、本修学支援資金の返還が免除されます。

① 徳島県内に本社を有するLED関連企業又は医療関連企業等

採用された月から起算して、修学支援資金の貸与期間（前条第2項各号の規定により貸与が休止された期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間（以下「修学支援資金貸与2倍相当期間」という。）を経過する月までに、修学支援資金の貸与期間の2分の3に相当する

期間

② 徳島県外に本社を有するＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

採用された月から起算して、修学支援資金貸与２倍相当期間を経過する月までに、徳島県内の支店、事業所又は工場等における就業を通算して、修学支援資金の貸与期間の２分の３に相当する期間

③ 徳島県内において起業するＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

起業した月から起算して、修学支援資金貸与２倍相当期間を経過する月までに、修学支援資金の貸与期間の２分の３に相当する期間

１４ 返還

「１１ 貸与の停止（契約解除）」となったとき、「１３ 返還免除」に該当しないときは、貸付金を返還することになります。

返還方法は、月賦又は半年賦で、貸与期間以内に返還することになります。

（延滞利息３％）

（例）５万円を２年間貸与を受けた場合

月５万円、又は半年３０万円を２年以内に返還していただきます。

※ 徳島大学又は徳島大学大学院の正規生として在学している期間中は、返還が猶予されます。

１５ 問い合わせ先

理工学部事務課学務係

TEL:088-656-7315（内線 4151）

E-mail:st_gakmuc@tokushima-u.ac.jp

<参考>

▶奨学金の債務の返還免除の対象となる企業

① 徳島県内に本社を有するＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

② 徳島県外に本社を有するＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

③ 徳島県内において起業するＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

ＬＥＤ関連企業又は医療関連企業等

区分	日本標準産業分類 大分類（中分類）	対象企業の例
ＬＥＤ関連企業	製造業 （電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業）	ＬＥＤ製造会社、ＬＥＤ活用製品製造会社 等
医療関連企業	製造業 （化学工業、業務用機械器具製造業）	製薬会社、医療機器メーカー 等

（参考）日本標準産業分類の該当分野（PDF）

企業名 準備中（12 月中旬頃掲載予定）

▶医光／医工融合プログラム修学支援資金返還免除期間等の例（令和 5 年度入学生）（PDF）